

法学部における留学生をめぐる諸問題

—専門教育教官の立場から—

八木 玲子

(広島大学法学部・講師)

内容目次

はじめに

- I 法学部の留学生の現状
- II 法学部における留学生への対応状況
- III 留学生をめぐる諸問題
- IV 今後の課題と問題点

はじめに

留学生の増加は最近著しいものがある。わが法学部においても同様である。そこで法学部においては平成6年4月1日付で留学生のための専門教育教官を採用することになり初めて私とその任に就いてはや3年が経過しようとしている。その間の私の体験を中心にしながら若干の問題点らしきものを思いつくままに個別的に抽出して以下述べてみたいと思う。

I 法学部の留学生の現状

法学部には平成8年10月現在で29名の外国人留学生が在籍している。国別では中国22名、台湾2名、韓国2名、フィリピン1名、ペルー1名、パプアニューギニア1名となっている。そのうち国費留学生3名、広島県費留学生1名残りの大部分の26名はいずれも私費留学生である。これら留学生の在籍段階の内訳は学部学生9名、大学院生17名（博士課程前期5名、博士課程後期12名）研究生3名となっている。しかしながらこの数を現在と過去とを対比させてその推移をみると次のようになっている。

過去十年間における留学生数の推移 [五月一日現在] () は女子

種別/年次	96	95	94	93	92	91	90	89	88
大学院生	16(4)	14(3)	19(4)	21(6)	22(7)	15(4)	7(1)	7(1)	3
学部生	9(2)	9(2)	5(2)	3(1)	2(1)	1(1)	0	0	0
研究生	4(1)	4(1)	5(2)	14(4)	10(4)	13(5)	10(3)	4	3
計	29(7)	27(6)	29(8)	38(11)	34(12)	29(10)	17(4)	11(1)	6

上記のように1990年から時代と共に激増してきており特に最近における留学生の数の増加が目立っている。

II. 法学部における留学生への対応状況。

このことについては、まず私自身の対応状況（A）と法学部全体の公的立場からの対応状況（B）の二つに分けてその中身を説明しよう。

A 私自身の対応状況

法学部へもさまざまな国から留学生がきているので私の研究室においてもこれらの留学生に対してさまざまな物的、心的な配慮をしている。例えば物的備品としては 1) 図書類 2) 相談及び小会合のための椅子、テーブル、ソファのなどの設備 3) 飲み物などの保管、用意 4) 日本文化理解のための部屋内の飾り付けなどへの配慮、などがあげられる。

1) 図書類 これは異なった文化的背景をもつ留学生たちのそれぞれのニーズに応えうるような雑誌、図書、地図、辞典をそなえている。予算の枠で限られてはいるがその内訳を若干あげると次の通りである。

a 雑誌 LOOK JAPAN 日本語版、中国語版 TIME NATIONAL GEOGRAPIC CAT-croos and talk など

b 図書 日本事情ハンドブック 日本社会—その曖昧さの解明 日本を知る101章 ひろしま日記 国境の越え方 コンパクト6法

c 地図 WORLD ATLAS DATA-'95-'96 データー・アトラス 旅に出たくなる地図—日本編 旅に出たくなる地図—世界編 アジアを読む地図

d 辞典 広辞苑 日本語大事典 世界民族問題事典 リーダーズ英和辞典 日本人の生活文化事典

2) 相談及び小会合のための椅子、テーブル、ソファの設備

一対一または数名で気軽に寛いで話ができるように気を配っている。このような話し合いのための設備は絶対に必要で現に留学生たちが熱気あるコミュニケーションをする場としても十分に活用されているのである。

3) 飲み物等の保管、用意

私費でコーヒー、紅茶、日本茶、中国茶、ジュースなどを用意して留学生たちが寛ぎ談笑できるような気配りをしている。本音を出して家族のこと、日頃の鬱積、心のわだかまりなどを吐露してくれるのは、やはりこうした好きな飲み物やお菓子などを食べながらを通じて初めて可能となるものであることを体験した。

4) 日本文化理解のための配慮

狭い研究室ではあるが壁には書とか絵を掛け、生け花を生けるなどして留学生達が日本文化への理解と関心を少しでも高めるように配慮している。こうした点について留

学生の中には日本の書とか茶道について特別の強い関心を示す者も実際に現れてきている。このような配慮は留学生たちの日本社会や文化などについての幅広い理解、把握の効果的な一助となるものと思う。

以上は私自身の研究室を中心とした留学生達への私自身の対応であるが次は法学部の公的側面からの留学生達への対応状況について述べる。

B) 法学部の対応状況

次に私も含めてではあるが法学部として現実にもどのような配慮をしているかについて素描してみよう。まず学生のためのガイダンスを年度始めに行っている。また教務係には留学生担当の事務官がおられ私と緊密な連絡をとりながら学習上の履修に関する制度的な事柄や手続きの方法、奨学金の申請などの個別的な相談に応じ円滑に勉強出来るように意を用いている。また学資に関して授業料免除やアルバイトの斡旋などその他留学生の生活上の諸問題については学生係がこれにあたっている。

その他法学部としては年一回ではあるが留学生のためのバス見学旅行を行っており、これも留学生にとって楽しい行事の一つとなっている。これは日本文化、生活習慣の理解、親日感情の高揚などに役立ち得るような有効な手段の一つではないかと思う。ちなみに1994年12月に行った岩国、柳井、防府方面へのバス見学旅行に参加した留学生は次のような感想を寄せている。一例を示すと次の通りである。

Aさん　バスの中から秋色に包まれた山や森、川を眺め本当にリラックスし、先輩や後輩と話が弾んだ。

Bさん　中国語の飛びかう中で中国語のわからない私は少し違和感を持ったが、二度目に錦帯橋を訪問しもう一度橋の美しさ、つくりの巧妙さに感嘆し日本の江戸時代の職人の技に頭が下がった。

Cさん　柳井ではユーモアに富んだガイドさんが江戸時代に手絞りの灯油をつくって売っていた豪商、国森家の建物を案内し説明してくれたが非常に特徴がある建物で昔の人間はよく考えたなと思った。

Dさん　天満宮で自分の願いを祈った。日本での留学生活がうまくいくように。庭の紅葉の美しい庵松亭という茶室で日本の伝統的な茶文化を味わった。実際に自分でお茶碗をもって歩き方とか改まったおじぎの仕方などを習い、日本ならではの心が温かくなった。

以上の事例のようにいろいろと視点は違うが日本文化についての留学生たちの理解吸収が身を持って体験されているのである。この意味で行動しながら学び、学びながら行動することが効果的であり、現にこうしたバス見学旅行でそのことが証明されていると思うのである。

III 留学生をめぐる諸問題

留学生をめぐる諸問題についてはいろいろな問題が含まれているがここでは私の法学部における体験をつうじて感じたことを2、3の事例を念頭において問題点らしいものをついづままに以下抽出して説明してみたいと思う。

- 1) 奨学金をめぐる問題
- 2) 金銭問題
- 3) アルバイト問題
- 4) 居住問題
- 5) 家族、異性問題
- 6) 問題行動

1) 奨学金をめぐる問題

この問題は奨学金を貰った者と貰わなかった者との間に現実に大きな格差があることである。貰った者は経済的にゆとりがあり表情も豊かで学習意欲も旺盛である。これに対し貰っていない私費留学生は金銭的に苦しいせいもあって欠席しがちであり学習意欲も概して低いようである。これはおそらく資金獲得のためのアルバイトに忙しいせいだと推察される。この意味で出来るだけ多くの留学生達に何らかの形で各種の奨学金が与えられ勉学に落ち着いて専心できるように留学生に経済的ゆとりを与える条件整備の必要性を痛感する。これは決して法学部だけの問題ではなく一般的な問題でもある。

2) 金銭問題

金銭上の問題は留学生のみにとどまらず広い一般の人間の生活上の問題でもある。しかし留学生の場合特に私費留学生の場合には金銭問題がかなり深刻な切実な問題として学生生活に結びついている。奨学金の要求申請、知、友人からの借金、物品の月賦購入などの実態がその問題点を示している。また金銭問題のトラブルがアルバイト問題と結びついて今日の留学生の一つの考えるべき問題点の一つともなっている。例えばAさんは授業料滞納で除籍になったし、Bさんはあちこちに借金をした女性問題をおこして退学を余儀なくされ帰国したというような事例もあり金銭問題が重要な一考を要する問題点となっているのである。

3) アルバイト問題

法学部の留学生は現在全部で29名であるが国費及び県費の奨学金を貰っている者はわずか4名でありあとの大部分の25名はすべて私費留学生である。ここに留学生にとって深刻な学費につながるアルバイト問題が切実になってくる。金銭収入を計ろうとして無理な労働に従事したり、アルバイトのために学校を欠席するという問題がしばしば生じているのである。私の知るところでは日本と国元との経済的貨幣価値の違いから親元からの学資の援助は殆ど期待できず私費留学生の大部分がアルバイトを強いられている現状である。

ちなみに学部2年生の私費留学生のAさんは月額64,300円（住居費3,300円、食費25,000円、光熱費12,000円、教育費8,000円、通信交通費11,000円、その他5,000円授業料免除）となっており自分の生活費はアルバイトで賄っているのである。それにたいし

て国費留学生のBさんは月額151,500円（奨学金142,500円、宿舍補助金9,000円）でゆりのある留学生生活を送っている状況が観取される。

4) 居住問題

このことについては大学の寮に住む者、民間の下宿アパートに住む者、その他恵まれた住居に住む者などの多様性が認められる。例えばAさんは冷暖房完備、風呂、トイレトつきの恵まれたアパートに住んでいる。（家賃55,000）またBさんは小さな台所のついた4畳半、シャワー、トイレットという環境で生活している（家賃20,000円）というような格差がある。家賃の高低は居住状況の良し悪し、さらに言えば勉強条件環境の良し悪しに結びついてくる。なおこの場合特記すべきことは法学部の29名の留学生中東広島市に住んでいる者はわずか8名であるにすぎず、あとの21名は全部広島市に居住しているのである。これはアルバイト口が東広島市には非常に少なくもっぱらそれは広島市に集中しているからである。従って遠い広島市から東広島市にある大学へ通学せざるをえない状況となっている。このようにアルバイト問題、金銭収入額、居住問題などが一連の問題になっていることに注目すべきであろう。

5) 家族、異性問題

法学部の留学生は大学院生が多くしかも既婚者が案外多い。家族構成は夫婦と子供一人か二人という構成の者が5人ばかりいる。独身者は18人である。既婚者の場合は子供の教育をめぐる自分たちの勉強と同様に子供の教育の問題点をかかえているが彼らは家族持ちであるので心の寛ぎをマイホームの中で善処している。しかし独身者はそうした寛ぎの場がなく殆どもの寂しい孤独な思いを抱いて日常生活を送っている。従って同国人の異性に対して特別の期待を抱き相互に寂しさを解消しようとして恋愛関係や恋愛問題を生起させてくる公算もしばしば見受けられるのである。現に法学部の留学生の中に深刻な恋愛問題に起因するトラブルが最近起っている。当人は今日では多くの人々の温かい思いやり、指導、励まし等を得て現在は明るくなって前向きに留学生生活を送るようになってきている。身体と共に心の健康、安定性といった事柄が重要な事項になるのではないかと痛感している。的確にタイミングを失することなく留学生達の心の悩みやニーズをとらえ適切に助言、指導などをするコミュニケーションを常日頃から密にすることが肝要だと思う。

6) 問題行動

留学生達は日本について認識不足の面がかなり多い。特に日本の慣習や法律について日本人的常識を持たぬ状況の者が多く、例えば本人自身は全然気づかず異常とも思わないで行った言動が日本人社会からは非常に誤解され不法な言語として扱われ、現に警察沙汰になったこともあった。こうした事態に対して私共は学部長、指導教官、私などが一体となって相互に連携をとり合ってタイミングを失することなく当局へ交渉し理解を

求めて問題解決に対応したこともあった。そしてその当人へはその後アフターケアを続けている。こうした事例からも分かるように一般的に留学生達は日本文化及び日本社会などについて十分な理解認識をしていない場合も多いので私どもとしては常に日本人の生活意識や感情、日本の文化慣習などを含む広い意味での日本社会の常識を彼らに常に身につけさせるよう努力と工夫をして助言すべきであろう。こうした努力によって留学生達の持つ誤解と偏見に基づく問題行動が少しでも少なくなるのではないかと思うのである。

ちなみに私としては機会を見つけては全員でなくても留学生達を数人ずつ私の研究室に集まってもらう機会を設けている。そういう時には私の手作りの日本料理、例えばお寿司、おはぎ、お煮しめなどを用意し一緒に食べながらいろいろな話題に話の花を咲かせ、うれしいこと、困っていること、悩みなど、そしてまた日本の文化習慣などについて質問、批評なども飛び交うフリーターキングの場を設けている。中国からの留学生が餃子パーティーを提案したこともあり、私のポケットマネーで買いだしに出かけ夕方大学の学生寮に集まりその準備をした。小麦粉をこね野菜を切りながら和やかなコミュニケーションを通じて色々情報交換ができ日頃の寂しさの解消にもなるのである。次の日もまた私の研究室で水餃子をいただきながら前日の話の続きをやり大いに盛り上がったこともあった。このような催しをやるためには日頃の研究室の環境づくりが大いに役にたつのである。生け花に感動した数人の留学生は後日生け花を習いにきた。またこのほか書に詳しいCさんはある時一人でやってきて筆を執り、自らしばらく筆を走らせながらポツリ、ポツリと自分の行き詰まった現状を話し始め一時間半ばかり後に「すっきりしました。ありがとうございました。」といて研究室を去っていったこともあった。私はもっぱらCさんの話に耳を傾け良い聞き手役を果たしただけであった。Cさんはその後も私の研究室へずっと足を運んできている。以上述べてきたような事例は留学生達の日本文化への理解を助け一人で閉じこもりがちな彼らの心を和らげ、視野を広げて問題行動を防止するための一つの手法として役立ち得るのではなからうか。

IV 今後の課題と問題点

以上三項にわたり法学部における私の留学生への対応行動の現実を中心にその体験事例について具体的にのべてきたが、これはあくまで私のささやかな経験の一端の告白をしたものにすぎない。言うべき非常に大切な事柄や問題点の指摘等において当を得ず論述点において不足している面も多々あるであろう。従って文字通りの不備、不整合な記述内容となっていることも私自身もよく自覚している。不備な所はご教示をえて後日またそうした論述の不足分を機会を得て補充するつもりであるが今回はとりあえずこのままの形で卒直な現状のみを説明するにとどめておく。

留学生問題は何としても制度的な問題に関連しておりそれに加えて関係当局の理解と

協力と努力などによる積極的な取り組み協力の姿勢が大いに期待される。例えば留学生達は苦しい学資不足の日常生活を送っているため制度的に少しでも就学資金を充実増額してさらに国・公費などによる奨学金の受給者数を拡大するとか、あるいはその他の財団の奨学金等の交付対象者の数を増やす等のさらなる工夫と努力の条件整備が求められるのである。その他せっかく設けられた留学生専門教育教官がさらに有効に積極的に活動ができるように予算を増やすことなど特別の配慮をひたすら当局へ願うのみである。そのためには目下の留学生専門教育教官が現状の枠内で可能な限り最善をつくり、有効適切な業績をあげることに以外に今日のところ途がないのである。

1996. 12. 15.